

11月9日～15日

秋季全国火災予防運動

問合せ 消防本部予防課 ☎0587(22)2114

毎年、放火や放火の疑いによる火災が、火災原因の上位を占めています。地域全体で、放火されない環境づくりと隙を与えないことが大切です。放火されないよう、次の点に注意しましょう。

- ・家の周りに燃えやすい物を置かない
- ・物置、車庫などを施錠する
- ・郵便受けの新聞やチラシは屋内に取り込む
- ・ごみは指定された日時、場所に出す
- ・隣近所や町内会など、地域ぐるみで放火防止体制をつくる



住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた所で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器などを設置し、適切に維持管理する
- ②寝具・衣類・カーテンは防災製品を使用する
- ③住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや体の不自由な方を守るため、隣近所の協力体制をつくる



地域ぐるみで防火対策をしましょう

火災の初期消火訓練や大規模な地震の発生を予測した訓練を、自治会や町内会などで行いましょう。

11月9日は「119番の日」

火災や救急、救助事故で119番通報するときは、落ち着いて正確に次の内容を伝えてください。

①火災・救急・救助の別をはっきりと

「火事です」「救急です」「救助です」

②住所、付近の目標を詳しく

「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号の△△です」「目標は、〇〇医院の南側です」

③何が（誰が）どうしたかを正確に

「〇〇の2階が燃えています」「交通事故で女の子が足をけがしています」

④通報者を明らかに

「私の名前は〇〇△△です」「電話番号は△△-××××です」

119番は命をつなぐ番号です。問い合わせやいたずら電話は絶対にしないでください。

FAX119を利用してください

消防署では、耳などが不自由な方を対象にFAXで火災・救急の通報を受け付けています。

FAXでの119番通報は、事前登録が必要です。

●登録方法

FAXまたは郵送で次の内容を知らせてください。折り返し、通報の際に使用する用紙を送付します。

内容 住所、氏名、生年月日、電話番号、FAX番号（電話番号と同一の場合は不要）

送付先 〒491-0862 一宮市緑一丁目1-10

一宮市・稲沢市消防指令センター

稲沢市消防署情報指令課

FAX 0586(71)1192

問合せ 消防署情報指令課（一宮市・稲沢市消防指令センター内）☎0587(22)2116

ID 1005392

便利な口座振替を利用してください

問合せ 市役所収納課 ☎0587(32)1247 ID 1001039

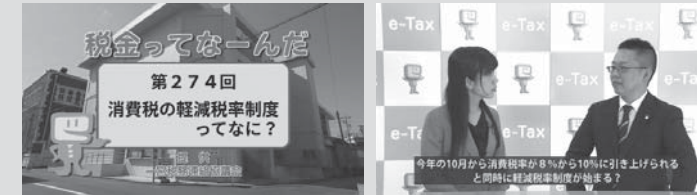
申し込み方法

口座振替制度は、指定した預（貯）金口座から自動的に市の税・料金を振り替えて納める制度です。市が指定した金融機関または市役所収納課・支所・市民センターの窓口へ、預（貯）金通帳と通帳届け印を持参の上、手続きしてください。口座振替依頼書を市が受理した日の翌月の納期分から振り替えを開始します。

税に関する番組の放送

税を考える週間の特集番組「税金ってな〜んだ」を、稲沢CATVで放送します。

▶放送日 11月4日（月・休）～10日（日）▶放送時間 午前10時35分、午後5時35分（1日2回、5分番組）



税に関する作品 入賞作品の展示

11月11日～17日の「税を考える週間」に合わせ、一宮納税貯蓄組合連合会が小・中学生から税に関する習字と作文を募集しました。入賞作品を次のとおり展示します。

▶とき 11月12日（火）～15日（金）▶ところ iービルシビックテラス（一宮市栄三丁目）

12月2日（月）～9日（月）、市役所市民ホールでも展示します

納期内納税にご協力を

●納付が遅れたときは

当初の納付書で納付できる場合もありますが、再発行納付書または専用の払込取扱票を発行しますので、市役所収納課に連絡してください。

納期限を過ぎても納付されない場合、納期限から約20日後に「督促状」を送付し、その後も納付がない場合は「催告書」を送付します。

●納税に困ったときは

納期限内に納税できない事情のある方は、早めに市役所収納課へ相談してください。電話相談も行っています。

●休日納税相談窓口

当日は、納税もできます。

▶とき 12月1日（日）、午前9時～午後4時▶ところ 市役所収納課



個人事業税第2期分の納税をお忘れなく
県西尾張県税事務所 ☎0586(45)3169
個人事業税の第2期分の納期限は12月2日（月）です。第2期分の納付書は8月に送付した納税通知書に同封されています。金融機関、コンビニ（納付金額が30万円以下に限る）、県税事務所などで納付してください。
「愛知県県税クレジットカードお支払サイト」からの納付（手数料が必要）や、スマートフォンアプリ「Pay B」での納付もできます。
領収証書が必要な方は金融機関（ゆうちょ銀行を除く）、県税事務所、コンビニなどの窓口で納めてください。
●口座振替の制度のご利用を納税には口座振替の制度もありません。希望する方は、金融機関で手続きしてください。